

○事務局長 定刻前ですけれども、会議を開催したいと思います。ご起立をお願いいたします。

おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方、12番委員の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定により、半数を超えておりますので、会議は成立いたしております。それでは、ただいまより令和3年度第8回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは座らせていただいて、議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に4番委員、5番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。日程第2、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは1ページをお開きいただきたいと思います。日程第2、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとするものでございます。

(2件の申請について説明)

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○5番委員 議案第18号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、11月9日に11番委員、20番委員、5番私、それと事務局長で調

査をいたしました。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第1種農地となりますが、施行規則第33条第4号による住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で番号1の報告を終わります。次に番号2です。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第1種農地となりますが、農地法施行規則33条第4号による、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として立地基準を満たしていると考えまます。また一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で事前調査の報告を終わります。

○議長 はい、ただいま本件について事務局並びに事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何もありませんでしょうか。ないようでしたら、本件についてご異議はございませんか。それでは異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第19号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、2番委員は退席をお願いいたします。はい、それでは事務局より説明をお願いいたします。

○係長 （議事参与者分の説明）

○議長 本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、ご異議なしでよろし

いでしょうか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定いたします。退席された方の入室をお願いします。それでは引き続き残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、集積計画書の1ページ目の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何かございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。次に、日程第4、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 5ページ目をお願いいたします。日程第4、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和3年9月28日から令和3年10月25日までとなっております。

(内容説明)

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第13号をこれで終わります。続きまして日程第5、報告第14号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは10ページ目をお開きください、日程第5、報告第14号、許可不要転用届の報告について、令和3年11月10日提出となっております。今回は3件、あがっており

ます。

(1 件の内容説明)

○議長 ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。17 番委員。

○17 番委員 2 件ほど槻木からあがっておりますけれども、前回の〇〇もそうでしたけど同じような所有者さんにばかり建てられるんですよ。今後またそういうのが発生すると思うんですけども、昨日△△の方に話を伺ったんですけども、どうしてもやっぱり同じところに建てられるんですよ。私たちからすれば、分散して塔を建ててくださいという要望を出しているんですけども、景気が悪いからですかね、同じところに建ててらっしゃるんですよ。

○事務局長 はい、多分ですね電波が届くところの場所がやはり同じ場所になるのかなって思っております。△△さんが多数これからも出てくるかと思えます。言われましたように槻木は□□が入るので、ただ、設備投資で△△さんも今からずっと使えるところを広げるためにそういったことでまた今後も出てまいると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。ないようでしたら報告第 14 号をこれで終わりたいと思います。続きまして日程第 6、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず指名を行う前に、12 月の事前調査の日時が 12 月 9 日午前 9 時から行いたいと思います。それから総会を 12 月の 10 日午後 4 時から行いますが、よろしいでしょうか。よろしく願いします。調査委員の指名ですが、6 番委員、7 番委員、12 番委員の御三方を指名いたしたいと思いますが、ご都合はよろしいでしょうか。12 番委員には許可をとっておりますので、これをお願いしたいと思います。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に

支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○**事務局長** 慎重審議ありがとうございました。令和3年度第8回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記